

直轄駐車場の概要

直轄駐車場の整備に係る経緯

三大都市圏での瞬間路上駐車 (万台)

区域	瞬間路上駐車	うち、違法駐車
東京都	23.1	20.5
大阪府	36.7	31.1
名古屋市12区内	8.5	5.1

東京都、大阪府は平成2年調査
名古屋市12区は昭和63年調査

(資料: H3年警察白書より)

H元年頃
(バブル
最盛期)

- モータリゼーションの進展等
- 都市部での駐車施設の整備が不十分
- 路上駐車 of 蔓延
- 交通渋滞、交通事故の増加
- 地価高騰の下、「民間駐車場」拡大にも限界

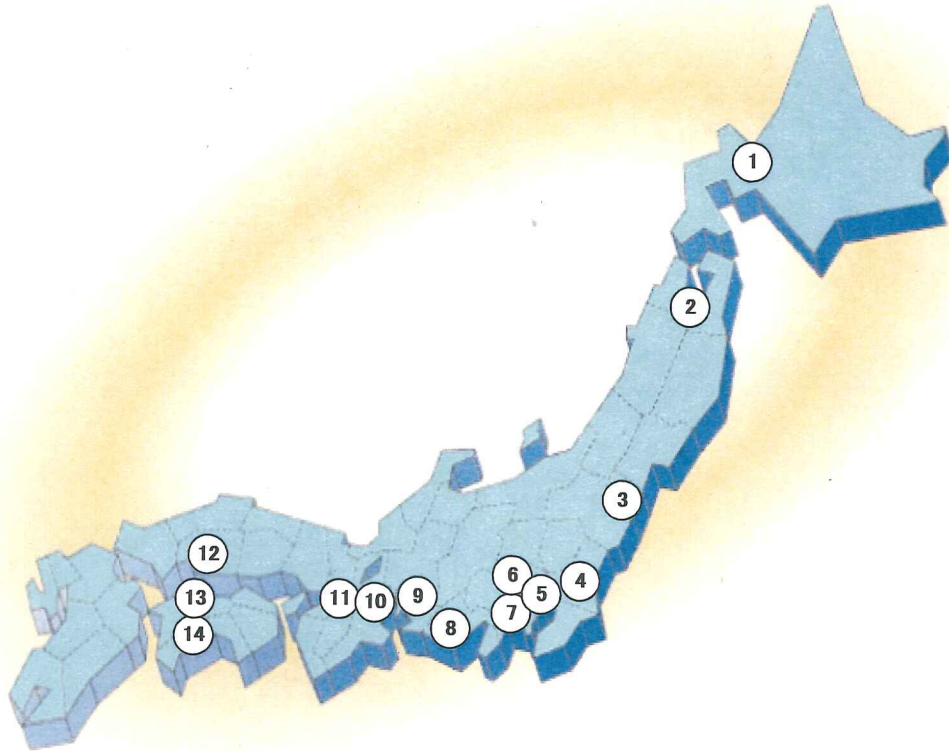
H3年

- 公共による「駐車場整備」の要請
⇒「道路法」等の改正【P5、P6 参考1 参照】
※道路管理者が道路上に、有料駐車場の設置が可能となる。

H5年
(財)機構
設立

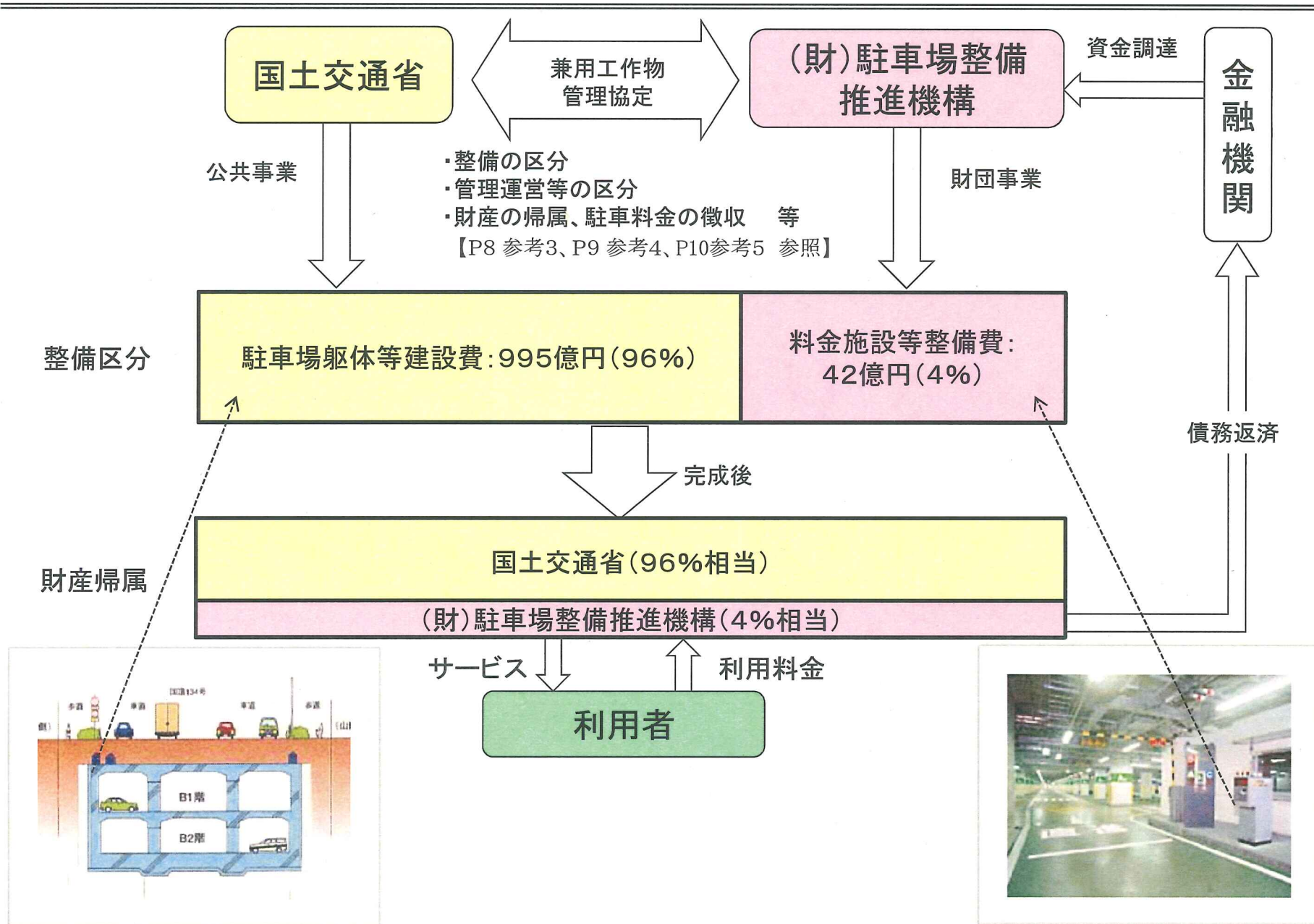
- 料金収入で賄える範囲は、(財)駐車場整備推進機構で整備
⇒(財)駐車場整備推進機構と共同で駐車場の整備・管理運営を実施
【P7 参考2 参照】

整備された駐車場の概要



No	駐車場名 (所在地【路線名】)	駐車 台数	供用年月日
①	北一条地下駐車場 (札幌市中央区北一条【国道230号】)	163	H13.3.7
②	長島地下駐車場 (青森市長島【国道7号】)	100	H9.9.8
③	平和通り地下駐車場 (福島市大町【国道13号】)	154	H13.4.26
④	泉町駐車場 (水戸市泉町【国道50号】)	200	H9.12.10
⑤	赤坂地下駐車場 (東京都港区元赤坂【国道246号】)	66	H10.6.2
⑥	八日町地下駐車場 (八王子市八日町【国道16号】)	200	H15.7.5
⑦	伊勢佐木地下駐車場 (横浜市中区羽衣町【国道16号】)	207	H14.4.27
⑧	静岡駅前地下駐車場 (静岡市葵区黒金町【国道1号】)	200	H15.10.14
⑨	大曽根国道駐車場 (名古屋市北区大曽根【国道19号】)	196	H9.3.29
⑩	四日市地下駐車場 (四日市市市諏訪町【国道1号】)	203	H9.4.5
⑪	桜橋駐車場 (大阪市北区梅田【国道2号】)	200	H10.6.18
⑫	紙屋町地下駐車場 (広島市中区大手町【国道54号】)	206	H13.3.28
⑬	松山地下駐車場 (松山市二番町【国道11号】)	200	H11.2.13
⑭	はりまや地下駐車場 (高知市はりまや町【国道32号】)	200	H10.3.24

直轄駐車場の事業の枠組み

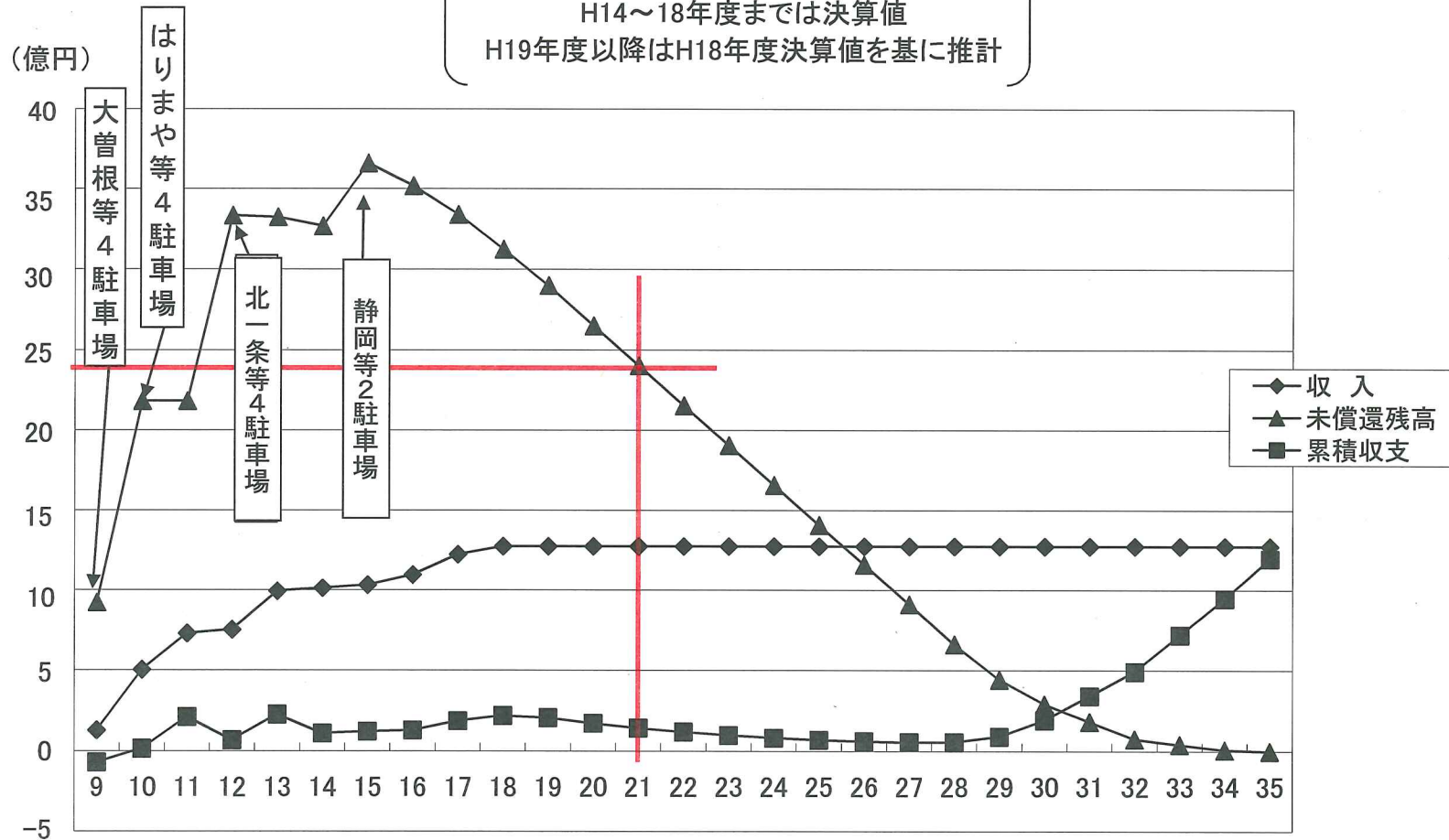


長期借入金の返済状況

(財) 駐車場整備推進機構作成資料

14駐車場採算検討資料(H19年度)

H13年度まではH14年度理事会資料値
 H14～18年度までは決算値
 H19年度以降はH18年度決算値を基に推計



平成年度

※国土交通省において補助線を追記

道路法の主な改正点(平成3年)

参考1-(1)

道路上の自動車駐車場に関する規定の整備(道路法第2条関係)

道路管理者が設ける自動車駐車場について、従来より道路の付属物として位置づけられていた道路に接して設けられるものに加え、新たに道路上に設けられるものについても道路の付属物として位置づけた。

道路法(昭和二十七年六月十日法律第百八十号)【抄】

(用語の定義)

第二条

2 この法律において「道路の付属物」とは、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物で、次に掲げるものをいう

一～五(略)

六 自動車駐車場又は自転車駐車場で道路上に、又は道路に接して第十八条第一項に規定する道路管理者が設けるもの

道路法の主な改正点(平成3年)

参考1-(2)

有料の自動車駐車場制度の整備 (道路法第24条の2)

道路管理者は、自動車駐車場に自動車を駐車させる者から、駐車料金を徴収することができるものとした。このため、当該駐車料金の額の原則等について定めた。

道路法(昭和二十七年六月十日法律第百八十号)【抄】

第二十四条の二(自動車駐車場又は自転車駐車場の駐車料金及び割増金)

道路管理者(指定区間内の国道にあつては、国。第三項、第三十九条第一項、第四十四条の二第八項、第四十九条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十四条第一項、第六十九条第一項及び第三項、第七十条第一項、第七十二条第一項及び第三項、第七十三条第一項から第三項まで、第八十五条第三項並びに第九十一条第三項において同じ。)は、道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定めるところにより、道路の附属物である自動車駐車場又は自転車駐車場に自動車(道路運送車両法第二条第三項に規定する原動機付自転車を含む。以下この条において同じ。)又は自転車を駐車させる者から、駐車料金を徴収することができる。ただし、道路交通法第三十九条第一項に規定する緊急自動車その他政令で定める自動車又は自転車を駐車させる場合においては、この限りでない。

- 2 前項の駐車料金の額は、次の原則によつて定めなければならない。
 - 一 自動車又は自転車を駐車させる特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
 - 二 自動車又は自転車を駐車させる者の負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれのないものであること。
 - 三 付近の自動車駐車場又は自転車駐車場で道路の区域外に設置されており、かつ、一般公衆の用に供するものの駐車料金に比して著しく均衡を失しないものであること。
- 3 道路管理者は、第一項の駐車料金を不法に免れた者から、その免れた額のほか、その免れた額の二倍に相当する額を割増金として徴収することができる。

(財) 駐車場整備推進機構

1. 設 立 日 平成5年7月14日

2. 目 的

駐車場の整備に関する調査研究、道路等の公共空間を活用した駐車場及び住宅地域等における駐車場整備の一層の推進に貢献し、もって道路の安全かつ円滑な交通の確保、都市機能の向上、良好な市街地形成を図り、豊かでゆとりある国民生活の実現に寄与しようとするもの。

3. 事業概要

- (1) 都市における駐車場の整備に関する調査研究
- (2) 道路等の公共空間等を活用した駐車場の整備に関する調査研究
- (3) 道路等の公共空間等を活用した駐車場の整備に対する支援、協力
- (4) 住宅地域等における駐車場等の整備に対する支援、協力等
- (5) 道路等の公共空間等を活用した駐車場の管理運営
- (6) 駐車場に関する情報の収集及び提供

等

4. 体 制 等

本部（役員）	2名（常勤）
本部（職員）	10名
管理事務所	17名（13箇所）

※平成22年4月1日現在

兼用工作物(道路法第20条、第55条)

参考3

道路法(昭和二十七年六月十日法律第百八十号)【抄】

第二十条(兼用工作物の管理)

注¹ 道路と堤防、護岸、ダム、鉄道又は軌道用の橋、踏切道(道路と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構若しくは鉄道事業者の鉄道又は軌道法(大正十年法律第七十六号)による新設軌道との交差部分をいう。)、駅前広場注²その他公共の用に供する工作物又は施設(以下これらを「他の工作物」と総称する。)とが相互に効用を兼ねる場合においては、当該道路の道路管理者及び他の工作物の管理者は、当該道路及び他の工作物の管理については、注³第十三条第一項及び第三項並びに第十五条から第十七条までの規定にかかわらず、協議して別にその管理の方法を定めることができる。ただし、他の工作物の管理者が私人である場合においては、道路については、道路に関する工事(道路の新設、改築又は修繕に関する工事をいう。以下同じ。)及び維持以外の管理を行わせることができない。

第五十五条(兼用工作物の費用)

注⁴ 第四十九条又は第五十条の規定により国又は地方公共団体の負担すべき道路の管理に関する費用で、当該道路が他の工作物と効用を兼ねるものに関するものについては、国土交通大臣又は当該道路の道路管理者は、他の工作物の管理者と協議してその分担すべき金額及び分担の方法を定めることができる。

注1. 「道路」 …… 道路管理者の駐車場

注2. 「その他公共の用に供する工作物又は施設」

… (財)駐車場整備推進機構の駐車場(駐車場法の路外駐車場【P9参考4参照】)

注3. 第十三条 前条に規定するものを除くほか、国道の維持、修繕、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)第2条第2項に規定する災害復旧事業(以下「災害復旧」という。)その他の管理は、政令で指定する区間(以下「指定区間」という。)内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う。

注4. 第四十九条 道路の管理に関する費用は、この法律及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、並びに他の法律に特別の規定がある場合を除くほか、当該道路の道路管理者の負担とする。

駐車場法

駐車場法(昭和三十二年五月十六日法律第百六号)【抄】

第二条 (用語の定義)

この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

二 路外駐車場 道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であつて一般公共の用に供されるものをいう。

第十一条 (構造及び設備の基準)

路外駐車場で自動車の駐車のために供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものの構造及び設備は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術的基準によらなければならない。

第十二条 (設置の届出)

都市計画法第四条第二項の都市計画区域(以下「都市計画区域」という。)内において、前条の路外駐車場でその利用について駐車料金を徴収するものを設置する者(以下「路外駐車場管理者」という。)は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、路外駐車場の位置、規模、構造、設備その他必要な事項を都道府県知事(地方自治法(昭和三十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市にあつては、それぞれその長。以下同じ。)に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、また同様とする。

第十三条 (管理規程)

路外駐車場管理者は、路外駐車場の供用を開始しようとするときは、あらかじめその業務の運営の基本となるべき管理規程を定め、これを当該路外駐車場の供用開始後十日以内に都道府県知事に届け出なければならない。

兼用工作物管理協定の概要

参考5

1. 駐車場の整備区分

国 : 躯体、基幹的設備(換気設備、排煙設備、消火設備等)
機構 : 料金設備、空調設備等

2. 駐車場の管理運営等の区分

国 : 大規模修繕(国が整備する部分に重大な影響を及ぼす修繕をいう。)、災害復旧
機構 : 管理運営、維持修繕(大規模修繕を除く。)

3. 駐車場整備や管理運営等に関する費用負担

整備の区分及び管理運営等の区分に従い 国及び機構が負担

4. 駐車場財産の帰属

国と機構が共有、持ち分割合は駐車場整備に要する費用の負担割合

5. 駐車料金の徴収

機構が有する財産権に基づき徴収

6. 駐車料金の額の設定

- ・自動車を駐車させる特定の者に対し不当な差別的取り扱いをするものではないこと
- ・自動車を駐車させる者の負担能力に鑑み、その利用を困難にする恐れのないものであること
- ・付近の駐車料金に比して著しく均衡を失しないものであること

駐車場管理運営事業特別会計

平成20年度収支計算書

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(単位:円)

科 目	駐車場管理運営 事業特別会計
I 事業活動収支の部	
1. 事業活動収入	
基本財産運用収入	-
特定資産運用収入	943,162
会費収入	-
事業収入	1,156,149,034
雑収入	17,147,151
事業活動収入計	1,174,239,347
2. 事業活動支出	
事業費支出	914,706,496
管理費支出	-
長期借入金支払利息支出	69,785,591
事業活動支出計	984,492,087
事業活動収支差額	189,747,260
II 投資活動収支の部	
1. 投資活動収入	
特定資産取崩収入	49,711,283
固定資産売却収入	-
敷金・保証金戻り収入	-
投資活動収入計	49,711,283
2. 投資活動支出	
特定資産取得支出	2,880,674
固定資産取得支出	8,660,000
投資活動支出計	11,540,674
投資活動収支差額	38,170,609
III 財務活動収支の部	
1. 財務活動収入	
財務活動収入計	-
2. 財務活動支出	
長期借入金返済支出	248,749,000
財務活動支出計	248,749,000
財務活動収支差額	△ 248,749,000
IV 予備費支出	
予備費支出	0
当期収支差額	△ 20,831,131
前期繰越収支差額	233,447,638
次期繰越収支差額	212,616,507

平成20年度貸借対照表

平成21年3月31日現在

(単位:円)

科 目	駐車場管理運営 事業特別会計
I 資産の部	
1. 流動資産	277,878,434
流動資産合計	277,878,434
2. 固定資産	
(1)基本財産	-
基本財産合計	-
(2)特定資産	280,973,406
特定資産合計	280,973,406
(3)その他固定資産	2,615,068,524
その他固定資産合計	2,615,068,524
固定資産合計	2,896,041,930
資産合計	3,173,920,364
II 負債の部	
1. 流動負債	65,261,927
流動負債合計	65,261,927
2. 固定負債	
長期借入金	2,651,775,000
退職給付引当金	10,973,406
固定負債合計	2,662,748,406
負債合計	2,728,010,333
III 正味財産の部	
1. 指定正味財産	
指定正味財産合計	-
(うち基本財産への充当額)	-
(うち特定財産への充当額)	-
2. 一般正味財産	445,910,031
(うち基本財産への充当額)	(0)
(うち特定財産への充当額)	(270,000,000)
正味財産合計	445,910,031
負債及び正味財産合計	3,173,920,364

平成20年度正味財産増減計算書

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(単位:円)

科 目	駐車場管理運営 事業特別会計
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1)経常収益	
基本財産運用益	-
特定資産運用益	943,162
受取会費	-
事業収益	1,156,149,034
雑収益	17,147,151
経常収益計	1,174,239,347
(2)経常費用	
事業費	491,982,313
管理費	529,146,153
借入金支払利息	69,785,591
経常費用計	1,090,914,057
当期経常増減額	83,325,290
2. 経常外増減の部	
(1)経常外収益	
経常外収益計	-
(2)経常外費用	
固定資産売却損	-
経常外費用計	-
当期経常外増減額	-
当期一般正味財産増減額	83,325,290
一般正味財産期首残高	362,584,741
一般正味財産期末残高	445,910,031
II 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	-
指定正味財産期首残高	-
指定正味財産期末残高	-
III 正味財産期末残高	445,910,031